

2 身体障害者療護施設支援

身体障害者療護施設支援に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア. ベッド上での起床及び就寝の介助

四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、ベッド上での起き上がり（仰臥位から上半身を起こす。）やベッドへ横になることに支援を必要とするかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：自分ではできず、ほぼ全介助を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：ベッド柵、ひも、サイドレール等を利用しても、全てを自分でできるわけではなく、途中までできて最後の部分で介助が必要になる等、一部介助を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

イ. 車いすとベッド間の移乗の介助

四肢まひ、脳性まひ等により、ベッドから車いす等、車いす等からベッドへの移乗に支援を必要とするかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：自分ではできず、ほぼ全介助を要する。

(イ) 部分的な支援が必要：介助者が手を添える、体幹を支える等の介助を要する。あるいは、著しく時間をかければ介助なしでできるが、転倒等の危険防止のために見守り等の支援を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

ウ. 洗面、歯磨き等の整容に関する支援

[→身障更生アに同じ。]

洗面や歯磨き等の整容に関する行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ、上肢の機能障害や内部障害等により、洗顔や歯磨き等の何らかの行為について介助を必要とする。

② 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、整容に関する行為に係る習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。または、見守りや確認を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

エ. 衣服の着脱の介助

衣服の着脱について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の障害により、下着や上着、靴下等の着脱を自ら行うことが困難であり、介助を必要とする。
- ② 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、衣服の着脱に関する習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：衣服の着脱については、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：衣服の着脱については、一部に介助を必要とする。または、見守りや確認を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

オ. 屋内での移動の介助

屋内の移動について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ等により、車いす（電動・手動を問わない。）や杖等の補装具を用いて、自ら屋内を移動することが困難であり、介助を必要とする。
- ② 視覚障害により、視覚的な安全確保等に制限があり、支援を必要とする。
- ③ 遷延性意識障害やALS等により、常時寝たきりの状態であるか、あるいは、介助を受けても座位を取ることができない状態であり、支援を必要とする。
- ④ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的の場所までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や常に見守りを必要とする。(①立位歩行、車いす歩行を含め、廊下の手すり等を利用して移動は可能であるが、著しく歩行速度が遅かったり、ちょっとした衝撃でも転ぶ危険がある、②電動車いすを利用しているが操作が不安定で、物や人に当たってしまうことがある、等を含める。)

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、見守りや一部介助を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

カ. 屋外での移動の介助

[→身障更生ウ、身障入所授産ウ、身障通所授産イに同じ。]

屋外の移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 車いす（電動・手動を問わない。）等を利用しているため、あるいは視覚障害等により、砂利道・階段・スロープ、人ごみ、昼間と夜間といった環境の変化や、交通機関の

2 身体障害者療護施設支援

利用等の条件を含めて制限があり、支援を必要とする。

② 長期（おおむね5年以上）の人工透析、呼吸器や心臓機能の障害等による体力の低下や息切れ等により階段・スロープ等の移動が困難であり支援を必要とする。

③ 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的地までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。または見守りや確認を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

キ. 体位変換の介助

遷延性意識障害、四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の機能障害により、臥床中、自ら体位を変換することが困難であり、特に頻繁にじょくそう（床ずれ）を繰り返す等、体位変換の必要性があり、支援を必要とするかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：頻繁にじょくそう（床ずれ）を繰り返す状態であって、ベッド柵、サイドレール等を利用したとしても、自ら体位を変換できず、介助を必要とする。（遷延性意識障害等により、体位の変換が自らの意思によるものでない者を含む）

(イ) 部分的な支援が必要：著しく時間をかければ介助なしでできるが、介助者が手を添える、体幹を支える等の介助を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ク. 食事の準備及び後片付けに関する支援

食事の準備や後片付けについて支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

① 四肢まひ、脳性まひ、片まひや上肢機能の障害等により、お盆や器を保持して移動することができず支援を必要とする。

② 四肢まひ、脳性まひ、片まひや上肢機能の障害等により、必要な自助具を装着することに介助を必要とする。

③ 知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、準備や後片付けの適切な習慣が習得されていない等のため、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。あるいは、何らかの疾患により、食材やカロリーの制限といった特別食の用意や、嚥下障害等により、きざみ食やミキサー食といった食べ物の加工を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ケ. 摂食行為に関する支援

摂食行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 常時寝たきりの状態であり、全介助を必要とする。
- ② 四肢まひ、脳性まひ、片まひや上肢機能の障害等により自助具を用いても自ら摂食することができず支援を必要とする。
- ③ 嚥下障害等により食物をのどに詰まらせる恐れがあり、支援を必要とする。
- ④ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、摂食行為についての適切な習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記③または④の対象例のような状態であり、一部介助あるいは見守りを必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

コ. 排せつ行為に関する支援

[→身障入所授産オに同じ。]

排せつ行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、排せつ場所までの移動を含め、排せつ行為について支援を必要とする。
- ② 膀胱直腸障害等により尿意・便意等がないため、失禁をすることがあり、支援を必要とする。
- ③ 知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、適切な排せつ習慣が習得されていない等のため、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。（ここでいうほぼ全面的な介助や支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具（収尿器、膀胱・直腸ろう、オストミー等）の利用者でほぼ全面的な介助や支援を必要とする者を含む。）

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。（ここでいう一部介助や見守り等支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具の利用者で一部介助や見守り等の支援を必要とする者を含む。）あるいは、夜間の就寝時に定期的にトイレ誘導を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

サ. 入浴の準備及び後片付けに関する支援

2 身体障害者療護施設支援

[→身障入所授産カに同じ。]

入浴の準備や後片付けについて支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、脱衣場と洗い場間の移動に介助を必要とする。
- ② 入浴に必要な道具（じょくそう（床ずれ）防止のためのマットやスポンジ等を含む。）を用意することに支援を必要とする。
- ③ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、準備や後片付けに関する習慣や方法が習得されていない等のため、見守り等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助や見守りを必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

シ. 入浴の介助又は入浴中の見守り

[→身障更生エ、身障入所授産キに同じ。]

入浴の介助または入浴中の見守りを必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 遷延性意識障害、四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の機能障害により、洗身・洗髪、浴槽への出入り等入浴行為に介助等の支援を必要とする。
- ② 内部障害により入浴中の酸素吸入等を管理する等の支援を必要とする。
- ③ てんかん、脳血管障害、心臓疾患等により、まひや痙攣発作等があるため、転倒や浴槽で溺れることを防止するための見守りを必要とする。
- ④ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、入浴に関する習慣や方法が習得されていない等のため、見守り等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的に介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助または見守りを必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ス. 医療処置、受診等に関する援助

[→身障入所授産クに同じ。]

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害により、インスリンの自己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的な医療処置を必要とする。（他の内部障害があり、日常的な医療処置を必要とする者を含む。）

- ② 視覚障害、聴覚・言語障害を持つ者、知的障害等を併せ持つ者が、一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する範囲を除く。）を必要とする。
- ③ 知的障害、てんかん、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう服薬管理を必要とする。
- ④ てんかん等の発作を起こす危険があり、通院の際に同行が必要である。

[各選択肢の基準]

- (ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

セ. 医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援

[→身障更生キ、身障入所授産ケ、身障通所授産カに同じ。]

医師等からの診断結果等についての説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 全盲や強度の弱視、知的障害等により、病名や薬の処方等の文字を確認することに制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。
- ② 手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。
- ③ 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：説明を受ける際は、生活支援員等が上記対象例の①、②または③の支援を行うことが必要である。
- (イ) 部分的な支援が必要：言葉や文字の利用に制限はないものの、説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ソ. 健康管理に関する支援

[→身障更生ク、身障入所授産コ、身障通所授産キ、知障入所更生コ、知障通所更生オ、知障入所授産キ、知障通所授産オ、知障通勤寮ウに同じ。]

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす、または慢性疾患がある等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。
- ② 糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

[各選択肢の基準]

2 身体障害者療護施設支援

- (ア) 毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週のうち半分以上の日数について必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週1日以上必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

タ. 清潔保持に関する支援

清潔保持（身体、衣服等）について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 何らかの身体障害により、整容、排せつ、入浴、衣服の着脱といった日常生活の各行為に制限があり、じょくそう（床ずれ）になりやすい等疾病を招く恐れがあり、支援を必要とする。
- ② 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、清潔保持に関する習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。
〔各選択肢の基準〕
 - (ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、日常的に確認や見守り等の支援を必要とする。
 - (イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき確認や見守り等の支援を必要とする。
 - (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

チ. 金銭管理に関する支援

〔→身障通所授産クに同じ。〕

金銭管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。
- ② 四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等の機能障害により、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。
〔各選択肢の基準〕
 - (ア) 全面的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為にほぼ全面的な支援を必要とする。
 - (イ) 部分的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。あるいは、上記②の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。
 - (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ツ. 衣類、身の回り品等の管理に関する支援

衣類や身の回り品等の管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 脳性まひや上肢機能障害等により、自ら衣類や身の回り品等を整理し、管理することに制限があり、支援を必要とする。
- ② 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、衣類や身の回り品を整理し、管理する習慣や方法が習得されていない等のため、後片付けや整理整頓に関する支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、日常的に支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

テ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

〔→身障入所授産シ、身障通所授産ケに同じ。〕

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つために、

- ① 突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、
 - ② 特定の物や行為に強いこだわりを示す、
 - ③ 環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、
- といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

ト. 集団生活等における不適応行動に関する支援

〔→身障入所授産スに同じ。〕

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、集団生活等における不適応行動について支援を必要とするかどうか判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 就寝がなかなかできず、添い寝等の支援を必要とする。
- ② 昼夜の逆転等により、日中活動において居眠りを頻繁に繰り返すため支援を必要とする。
- ③ 偏食、過食、異食、過飲、反芻(一度食べた食物をもどす)等の行為がある。
- ④ 便を手で弄ぶ、便を壁や床になすりつける等、排せつに関する問題行動が見られる。
- ⑤ 興奮すると、物を壊したり、自分や他人を傷つけてしまう。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。

2 身体障害者療護施設支援

- (イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

ナ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

[→身障更生サ、身障入所授産セ、身障通所授産サ、知障入所更生ツ、知障通所更生サ、知障入所授産ス、知障通所授産サ、知障通勤寮クに同じ。]

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要であるかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。
(聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (イ) 支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談を必要とする。
(聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

ニ. 外出、買い物、地域の活動への参加等に関する支援

外出、買い物等の行為や地域の活動等の参加について支援を必要とするかどうかを判断する。なお、本項目でいう支援には、移動の介助は含まない。

具体的な対象例としては、

- ① 外出を一人で行うための方法が習得されていない等のため、乗車券の購入等を含め公共交通機関の利用に制限があり、付き添い等の支援を必要とする。
- ② デパートやコンビニ等での商品の探し方・代金の支払方法、レストラン等でのメニューの選択・料金の支払方法等が習得されていない等のため、付き添い等の支援を必要とする。
- ③ 地域の活動等への参加に当たっては、一人では行えず、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回付き添い等の支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

ヌ. 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援

[→身障更生セ、身障入所授産ツ、身障通所授産ソ、知障入所更生ニ、知障通所更生ソ、知障入所授産ツ、知障通所授産ソ、知障通勤寮サに同じ。]

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為（例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等）を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為のほとんどの習得について、支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

ネ. 車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練

〔→身障更生チに同じ。〕

車いすの操作、歩行訓練、日常生活動作の訓練、自己導尿訓練といったリハビリテーション訓練を実施したことを想定した場合に、支援が必要かどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：これまでに日常生活の諸動作に関する訓練を受けたことがない、または半年以上の訓練経験を有するものの、訓練成果が低く、日常生活動作の多くにおいて訓練を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：受障時から現在（調査時）までに何らかの訓練を受けた経験があり、ある程度受障時よりも日常生活の諸動作が改善しており、今後も訓練を継続することで、日常生活の諸動作に一層の改善が見込まれる。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

ノ. 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。）及び意思疎通の訓練

〔→身障更生ト、身障入所授産ヌ、身障通所授産トに同じ。〕

視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等、各々の障害に応じたコミュニケーション手段・機器（例：点字、音声出力、印刷物の拡大、手話、指文字、意思伝達装置等）による支援を必要としているかどうか、また、コミュニケーション手段の習得について支援が必要であるかどうかを判断する。（知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。）

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記に示すような障害により、コミュニケーション支援機器の利用や手話等といった特別のコミュニケーション手段の習得について支援を要する。
- (イ) 部分的な支援が必要：コミュニケーション支援機器やコミュニケーション手段を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

ハ. 代筆、電話の仲立ち等の支援

〔→身障更生ナ、身障入所授産ネ、身障通所授産ナに同じ。〕

「読み」、「書き」、「会話」に制限がある（例：視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは

2 身体障害者療護施設支援

盲・ろうの重複障害、脳性まひ等の機能障害)、あるいは電話やFAXといった通信機器の操作に制限がある(例:上肢機能障害等)ため、代筆や電話の取次ぎ、電話の応対をする等の支援を必要とするかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：代筆、電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：代筆、電話やFAXの使用、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて見守りや確認といった支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

ヒ. 退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援

退所後の生活を想定した場合、障害者用住宅の確保や住宅の改造、日常生活上の様々な行為(買い物、食事、洗濯等)に対する支援を必要とするかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：四肢まひ、脳性まひ、内部障害、盲・ろう重複障害、知的障害を持つ者等であり、住宅改造や日常生活上の様々な行為について多くの支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：(ア)で示すような障害状況にはないが、住宅改造や日常生活上の様々な行為について支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。